

1. ヤングケアラーとは

国のプロジェクトチームにおいて「**本来大人が担うとされている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている18歳未満の子ども**」とされている。(法令上の定義はない)

2. 国の動き

- ・令和3年2月 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- ・令和3年3月 厚生労働省・文部科学省共同でプロジェクトチーム立ち上げ
- ・令和3年5月 とりまとめ報告
⇒「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」の3点を取り組むべき施策として位置付け。

3. これまでの府の取組み

- ・令和3年5月 福祉部内に「ヤングケアラー支援方策検討ワーキンググループ」を設置
- ・令和3年9月 府立高校における実態調査(教育庁実施)
⇒令和3年12月に結果の概要を公表。
- ・令和3年9月 庁内に「ヤングケアラー支援関係課長会議」を設置
⇒**現在、ヤングケアラー支援に向けた課題や今後の取組みの方向性・具体的取組みについて精査中。**
令和3年度中に「ヤングケアラー支援推進指針(仮称)」としてとりまとめ予定。

4. 課題

① 社会的認知度の向上・ヤングケアラーへの理解促進

国調査において、8割以上の中高生がヤングケアラーを知らないと回答。また、知っていても自分自身がヤングケアラーであると気付いておらず、相談や支援等につながっていないケースがある。

② アセスメント手法・コーディネート機能の整備

「家族の世話・お手伝い」と「支援を必要とするヤングケアラー」との線引きが難しく、また、各制度・サービスの狭間に陥りやすく、適切な支援策につながっていないケースがある。

③ 支援策の充実

ヤングケアラーである子どもだけではなく、世話を受けている家族に対しても支援が必要であり、個々の事案によって課題が異なるとともに、高齢・障がい・生活困窮・ひとり親・病気など多種多様かつ複合的な課題を抱えており、多岐にわたる支援策が必要である。

5. 今後の方向性・具体的取組み(案)

子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り開いていくことがかなう社会の実現に向けて、ヤングケアラー本人の気持ちを尊重しつつ、必要なとき、必要な支援が届けられるよう、令和4年度から令和6年度の3年間を重点的な取組みの期間とし、庁内関係部局・市町村等と連携し、取組みを進めていく。

	今後の方向性	具体的取組み(案)
① 社会的認知度の向上、早期発見・実態把握	地域住民や市町村職員、福祉専門職、教職員等の意識向上を図り、発見頻度を高めるとともに、ヤングケアラー自身の意識醸成を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー関連フォーラムの開催 ・市町村職員、福祉専門職、教職員向け研修 ・普及啓発用チラシ・リーフレット作成及び配布
② プラットフォームの整備	相談からの確かなアセスメント、適切な支援へ切れ目なく繋ぐことができるよう、地域の実情を踏まえた市町村における体制整備を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置やコーディネーター配置の働きかけ ・市町村でモデルとなるような取組みを支援し、好事例を府内市町村へ展開 ・国で作成予定のヤングケアラー対応マニュアルの市町村への配布
③ 支援策の充実	既存のサービス・支援策により対応するほか、既存のサービス等では対応できない課題への支援策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等への実態調査及びヒアリング ・スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ・市町村のヤングケアラー支援体制の構築に向けた支援 ・ヤングケアラーを支援するNPO法人等の掘り起こし

